

日本ヒマラヤ協会規約

第1章 総則

第1条 本会は、日本ヒマラヤ協会（英文 The Himalayan Association of Japan 英文略称 HAJ 、以下「本会」という。）と称する。

第2条 本会は、事務所を福島市蓬萊町二丁目4番2号に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、ヒマラヤ地域における登山をはじめとする関連する諸分野について、研究・実践と啓蒙をはかり、同時会員相互の情報交換・親睦を推進することを目的とし、併せて関係諸国との交流・協力・親善に寄与する。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

1. ヒマラヤ地域における研究と情報の収集・整理とその公表。
2. 必要に応じてヒマラヤ地域と関連地域への登山隊・踏査隊・調査隊の派遣と結果の公表
3. 機関誌「ヒマラヤ」、その他の刊行物の発行。
4. 各種研究集会・研修会・集会の開催。
5. その他、前条の目的を達成するために必要と認める事項。

第3章 会員

第5条 本会の会員の種別は次のとおりとし、理事会において別に定めるところにより、入会金および年会費等を納入しなければならない。なお、年会費には機関誌「ヒマラヤ」の購読料を含むものとする。年会費の納入は前金制とする。

1. 正会員

- 1) 通常会員 本会の目的に賛同し、本会の定める入会金および年会費を納める個人とする。なお、夫婦又は親子でもって会員になる場合は、それぞれ入会金を収めるものとし、年会費はいずれか一方が納める。但し総会の議決権は本会費を納めた一方のみとし、機関誌「ヒマラヤ」の配布は1冊とする。
- 2) 維持会員 本会の旧定款に規定された終身会員にして本会の定める年会費を納める個人とする。なお、終身会員期間が15年に満たないものは、15年に達するまでの期間の年会費の納入を免除するものとする。
- 3) 名誉会員 本会に対して特に功績のあったもののうちから理事会が推薦した者とする。なお、年会費は免除する。

2. 賛助会員

本会の目的に賛同し、別に定める賛助会費1口以上を納める団体または個人とし、議決権は持たないものとする。

第6条 本会の会員になろうとする者は、次の手続きを経ること。

1. 会の目的に賛同し、事業に協力する意思があり、所定の入会申込書にて申し込むこと。
2. 所定の入会金および1年分の会費を納めること。

第7条 会員は次の事由によってその資格を失う。

1. 除名。
2. 書類を持って退会届けを提出したもの。
3. 死亡、失踪宣告。
4. 会費を滞納し督促があっても納入されなかったとき。

第8条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経てこれ除名することができる。

1. 本会の会員としての義務に著しく背反したとき。
2. 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に著しく背反する行為のあったとき。

第9条 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第4章 役員

第10条 本会に次の役員を置く。

3. 理事 8名以上15名以内（うち、理事長1名、常務理事若干名）
4. 監事 2名

第11条 理事および監事は、会員の中から、理事会の推薦を受けて総会がこれを選任する。

第12条 理事長は、本会を統括し、本会を代表する。

- 2 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決にもとづき日常の事務に従事する。また、理事長に事故があるとき、または欠員となったときは、あらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を組織し、この規約に定めるもののほか、総会の権限に属する事項以外の事項を議決する。
- 4 監事は民法59条の職務を行う。

第13条 役員任期は3年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後であっても後任者が就任するまではなお、その職務を行う。
- 4 役員は、本会の役員としてふさわしくない行為のあった場合、または特別の事情でその任に耐えられないと認められた場合には、その任期中であっても、理事会または総会の議決によって、これを解任することができる。

第14条 本会に会長1名、顧問若干名、評議員10名以上20名以内を置くことができ

る。

1. 会長は、理事会の推薦により、理事長がこれを委嘱する。会長は理事会に出席し、本会の事業運営について指導する。
2. 顧問は、理事会の推薦により、理事長がこれを委嘱する。顧問は、本会の事業運営について理事長の相談に応じて助言する。
5. 評議員は、理事会の推薦により、理事長がこれを委嘱する。評議員は、各地域のヒマラヤ情報を収集し報告すると同時に、理事会および各地域の要請により、地方集会を企画運営する。

第5章 会議

第15条 理事会は、年1回理事長がこれを招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合、または理事現在数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったときは、理事長は、臨時の理事会を召集しなければならない。

2. 理事会の議長は理事長とする。

第16条 理事会は、理事現在数の3分の2以上出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2. 理事会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第17条 通常総会は、毎年1回、会計年度終了後2ヶ月以内に理事長が招集する。総会の招集は、その開催日の少なくとも30日以前に、その会議に付議すべき事項、日時および場所を記載した書面をもって通知する。

2. 臨時総会は、理事長、理事会、監事が必要と認めたとき、いつでも招集することができる。また、会員現在数の5分の1以上から会議に付すべき事項を示して総会の招集を請求された場合には、理事長は、その請求があった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3. 通常総会の議長は理事長とし、臨時総会の議長はそのつど会員の互選で定める。

第18条 次の事項は、理事会の議決を経て通常総会に提出して、その承認を受けなければならない。

1. 事業計画および収支予算に関すること。
2. 事業報告および収支決算に関すること。（監事の承認を得たもの）
3. 財産目録。（監事の承認を得たもの）
4. 任期満了に伴う役員を選任。
5. その他、理事会で必要と認めた事項。

第19条 総会は、会員現員数の3分の1以上出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示したも

のは出席者とみなす。

第20条 総会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除くほか、出席者の過半数をもって議決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第21条 総会の議決した事項は、「ヒマラヤ」により会員に通知する。

第6章 資産および会計

第22条 本会の資産は、次のとおりとする。

1. 財産目録記載の財産。
2. 入会金および年会費。
3. 事業に伴う収入。
4. 寄付金品。
5. その他の収入。

第23条 本会の事業運営に要する費用は、入会金、年会費、事業に伴う収入、寄付金品、その他運用財産をもって支弁する。

第24条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 規約の変更ならびに解散

第25条 この規約の変更は、理事会および総会において、おのおのその出席者の3分の2以上の議決を経なければ変更することができない。

第26条 本会の解散は、理事会および総会において、おのおのその出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

第27条 本会の解散に伴う残余財産は、理事会および総会において、おのおのその出席者の4分の3以上の議決を経て、本会の目的に類似の目的を有する団体もしくは個人に寄付するもとする。

第8章 補則

第28条 この規約施行についての細則は、理事会および総会の議決を経て別に定める。

第29条 この規約は、2009年4月1日から施行する。

第30条 本会は、西暦を使用する。

第31条 この規約の施行と同時に、日本ヒマラヤ協会定款は効力を失う。